

○文部科学省告示第百五十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十五日

文部科学大臣 下村 博文

ペンダント	耳飾り一対 (a)	耳飾り (b)	耳飾り (a)		指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間
同右	同右	同右	同右			平成二十七年九月 二十五日	平成二十七年九月 二十八日から平成 二十八年六月十五 日まで	株式会社中日新聞社東京本社文化事 業部 部長 寺尾 晶子 東京都千代田区内幸町二―一―四 独立行政法人国立美術館国立西洋美 術館 館長 馬渕 明子 東京都台東区上野公園七―七 株式会社TBSテレビ事業局文化事 業部 部長 高橋 一世 東京都港区赤坂五―三―六 宮城県美術館 館長 有川 幾夫 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十 四―一 愛知県美術館 館長 島 敦彦 愛知県名古屋市中区東桜一―十三― 二	国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七―七 平成二十七年十月十六日から平成二十八 年 一月十一日まで 宮城県美術館 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四―一 平成二十八年一月二十二日から同年三月六 日まで 愛知県美術館 愛知県名古屋市中区東桜一―十三―二 平成二十八年四月一日から同年五月二十九 日まで
同右	同右	同右	同右						
同右	同右	同右	同右						

